

令和7年度半田市保育所等利用調整指数表

番号	状 況			入所指数	
	類 型	細 目		続柄	続柄
1	就 労	外 勤 居宅外自営	月150時間以上	10	10
			月120時間以上	9	9
			月100時間以上	8	8
			月90時間以上	7	7
			月60時間以上	6	6
		農 業	月150時間以上	9	9
			月120時間以上	8	8
			月100時間以上	7	7
			月90時間以上	6	6
			月60時間以上	5	5
		内 勤 居宅内自営	月150時間以上	9	9
			月120時間以上	8	8
			月100時間以上	7	7
			月90時間以上	6	6
			月60時間以上	5	5
		内 職	月60時間以上	4	4
2	出 産	出 産	出 産 の 前 後	8	8
3	疾病等	疾 病	1月以上入院を要する場合	10	10
			月20日以上通院を要する場合	10	10
			月15日以上通院又は常時安静を要する場合	6	6
		障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	10	10
			身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B	9	9
4	介 護	病 院	上記以外	4	4
			月15日以上の付添い	6	6
			寝たきり者の付添い（常時観察と介護を要する）	10	10
5	災 害	自 宅	上記以外付添い（就労要件と同程度の時間）	5	5
			災害の復旧	10	10
6	その他	就学等	※番号1を準用		
		育児休業	育児休業中の入園希望 ※年度内復帰の場合は調整指数番号12を適用	3	3
		求職等	求職活動予定等	1	1
		虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	10	10
		その他	上記に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められた場合※指数については別途判断		

調整指数

番号	世帯の状況	調整指数
1	ひとり親世帯の場合（離婚調停中であることが書面により確認できる場合を含む）	14
2	保護者の一方が単身赴任、離婚協議等で別居している場合※令和7年4月以降も継続される場合	0.5
3	生活保護世帯の場合	1
4	兄弟姉妹が同時に利用申込みする場合 （同一施設・別々の施設を問わない。求職活動要件の場合は適用されない。）	2×申込数
5	兄弟姉妹が入所している施設と同一の施設に利用申込をする場合 （同一法人が運営の隣接する施設を含む。）	7
6	申込児が多胎児（双子、三つ子等）の場合 ※調整指数4と合わせて加算	1
7	育児休業取得により退所となった児童の再入所	15
8	他市町村の事業所内保育事業（地域型保育事業）の従業員枠の卒園者（3歳児申込及び半田市認定者に限る）	1
9	市内認可外保育施設利用者	0.5
10	市内企業主導型保育施設卒園児童で同一法人が経営する認可保育園・こども園・地域型保育事業所を希望する場合	0.5
11	入所児童が第3子以降の場合	0.5
12	育児休業からの年度内(令和7年4月1日～令和8年3月31日)復帰 ※育児休業中の入園を希望する場合	1
13	居宅内労働（自営）で刃物・火気等、危険なものを扱う業種に従事している場合	1
14	認可保育園・こども園・地域型保育事業所で保育士（有資格）として月120時間以上勤務する場合	3
15	その他社会的養護等が必要と判断される場合※指数については別途判断	
計		